

さくら通信5月号

2009年5月 No. 53

カレー好き

カレー好きの人は多い。私もその一人である。大阪で経理学院を経営していた3年間は、毎朝駅でカレーを食べて出勤していた。まさに百日百杯である。正月の三が日は食堂が開いていないので、カレーの缶詰で生き延びていた。初めてデートした時、カレーの料理法を質問して、家内を感わせたこともあった。

61歳になった今もカレーは大好物である。こんな私になった原因は、子供の時、祖母がよく作ってくれたことにある。母が教師として勤務し、しかも私が7歳の時に亡くなったので、私達兄弟は祖母の料理で大きくなった。カレーを食べる度に、祖母のカレーの味を思い出す私です。
(竹内)

経済危機対策における税制上の措置について

「経済危機対策」(4月10日、政府・与党)において、新たな税制上の措置が公表されました。こうした緊急的な措置として税制改正がされるのは異例のことです。

<税制上の措置の内容>

(1) 住宅取得のための贈与税の軽減

平成22年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、500万円まで贈与税を課さないこととする。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする。

(2) 中小企業の交際費課税の軽減

交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げる。

(3) 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成21、22年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

税制以外にも、雇用調整助成金の拡充や緊急保証枠の拡大など、中小企業に影響のある項目がメニューに挙がっています。

今後の政局にもよりますが、法案の成否に注目です。

(大寺)

裏面も御覧下さい



雇用保険制度の改正について

- 平成21年度に限り、雇用保険料率が引下げとなりました。

	雇用保険率	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業 (旧保険率)	11.00/1000 (15.00/1000)	4.00/1000 (6.00/1000)	7.00/1000 (9.00/1000)
農林水産・ 清酒製造業 (旧保険率)	13.00/1000 (17.00/1000)	5.00/1000 (7.00/1000)	8.00/1000 (10.00/1000)
建設事業 (旧保険率)	14.00/1000 (18.00/1000)	5.00/1000 (7.00/1000)	9.00/1000 (11.00/1000)

※ 平成21年4月分のお給料より変更をお願い致します。

- 雇用保険の適用範囲が拡大されました。

平成21年4月1日から、短時間就労者、派遣労働者の方の雇用保険の適用基準が変わります。

【新】

- 6カ月以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること



【旧】

- 1年以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

(向)

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181



表面も御覧下さい

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。